

平成28年11月11日

11月11日（金曜日）、東京において、日印首脳会談後、安倍晋三内閣総理大臣とナレンドラ・モディ・インド首相（H. E. Mr. Narendra Modi, Prime Minister of India）の立会いの下、日印原子力協定への署名が行われました。

1. 共同記者発表における安倍総理発言

ただ今、日印原子力協定に署名できたことを大変喜ばしく思います。我が国は、唯一の被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けて、国際社会をリードしていく使命を負っています。

この協定は、原子力の平和的利用についてインドが責任ある行動をとることを確保する法的な枠組みであり、NPTを締結していないインドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながります。これは、「核兵器のない世界」を目指し、不拡散を推進する我が国の立場に合致するものです。

インドは、2008年9月に「約束と行動」と呼ばれる核実験モラトリアム等の政策を表明し、原子力の平和的利用を進める固い決意を明らかにしています。

NPTの普遍化、CTBTの早期発効、FMCTの早期交渉開始に向け、インドとの対話を引き続き続けていきます。

2. 野上内閣官房副長官の記者ブリーフにおける発言

- (1) インドは、2008年9月に核実験モラトリアムの継続、軍民分離の実施、厳格な輸出管理を含む「約束と行動」と呼ばれる政策を表明し、原子力の平和的利用を進める固い決意を明らかにしています。この政策を前提として、NPTを締結していないインドと各国との間で平和的目的の原子力協力が可能となったことも踏まえ、我が国も本協定の交渉を開始したものです。
- (2) 本協定は、日印両国間で移転される原子力関連資機材等の平和的利用等を法的に確保するものです。
- (3) 本協定を締結することにより、原子力の平和的利用についてインドが責任ある行動をとることを確保し、インドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながります。これは「核兵器のない世界」を目指し、不拡散を推進する日本の立場に合致するものです。
- (4) なお、本協定は、終了を求める理由のいかんにかかわらず、「書面による通告の日から一年で終了する」と規定しています。仮に、インドが核実験を行った場合には、我が国は、協定の規定に基づき、協定の終了につき書面による通告をインドに対して行い、その上で、本協定上の協力を停止することになります。